

法人会ニュース



福岡中部法人会
ホームページはこちらから

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆ 税制改正のあらまし
- ◆ ほうじん 春号
- ◆ 西県税事務所からのお知らせ（自動車税）

●本部等の行事

月	日	曜	内容		
4	3	(木)	新社会人セミナー	9:30 ~ 16:00	於: 天神ビル
4	7	(月)	総務委員会	15:00 ~ 16:00	於: 事務局会議室
4	10	(木)	本部監査	11:00 ~ 12:00	於: 事務局会議室
4	16	(水)	正副会長会	14:00 14:50	於: 福岡ガーデンパレス
4	16	(水)	理事会	15:00 16:00	於: 福岡ガーデンパレス
4	21	(月)	パソコン講座（ワード）1日目	10:30 16:30	於: サンセルコビル8F
4	22	(火)	パソコン講座（ワード）2日目	10:30 16:30	於: //
4	24	(木)	パソコン講座（エクセル）1日目	10:30 16:30	於: サンセルコビル8F
4	25	(金)	パソコン講座（エクセル）2日目	10:30 16:30	於: //

●支部の行事

月	日	曜	内容		
4	24	(木)	第5支部 会員交流ボウリング大会	18:30 ~	於: ラウンドワン福岡天神店

●青年部会の行事

月	日	曜	内容		
4	8	(火)	役員会	10:00 ~ 11:00	於: 事務局会議室
4	15	(火)	九北連 青年部連絡協議会 租税教室研修会	16:45 ~ 17:45	於: ホテルマリタール創世佐賀
4	15	(火)	九北連 青年部連絡協議会 租税教室交流会	18:00 ~ 19:30	於: //

●女性部会の行事

月	日	曜	内容		

(I) 税務カレンダー

- 4月10日 ● 源泉所得税の納付
- 4月17日 ● 給与支払報告に係る給与所得者異動届出（市町村長）
- 4月30日 ● 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
 - 2月決算法人の確定申告
 - 8月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

(II) 知らないと損する税情報

前期損益修正損益

税 理 士 堤 一 博

法人税の課税標準の計算構造は、決算書を出発点にして、確定した決算の当期利益に法人税法等に定めた調整項目を加算・減算して、誘導的に「課税所得金額」を導き出すものです（法人税法第21条及び同法22条）。

簡単に言うと、税務上の損益計算書が別表4で、税務上の貸借対照表が別表5(1)に相当するといえます。「確定した決算」とは、法人の株主総会等において承認されたその法人の会計年度の事業活動の成果と財務状態等の計算書類のことです。一般的に株式会社や合同会社などの法人は、株主総会などの機関の決議によって決算内容が確定し、決算内容の承認と併せて税務申告内容も会社側で承認していることがほとんどです。

また、税務調査を受けた場合に行う修正申告とは、当初に提出した申告書の申告内容を部分的に修正するというもので、法人の決算内容自体を税務署が覆すものではなく、法人税等の申告書上で適正な金額に修正することを意味します。

したがって、法人税等の修正申告が発生しても、法人の過去の決算書を修正する必要はありません。

因みに、修正申告書に表れる税務上の修正内容を進行事業年度において法人の決算に受入処理することは可能です。

さて、今回は、決算確定後に法人自らが「誤謬（ごびゅう）」を発見した場合の処理について解説します。

会計上は、2020年3月31日に改正された企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（以下、「2020年改正会計基準」という）」の適用を考慮する必要があります。

2020年改正会計基準は、2021年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用されています。

大法人の場合は、過年度の修正は、利益剰余金の増減で処理し、決算の「修正再表示」が求められます。

大法人とは、資本金等の額が5億円以上の法人等をいいます。

参考までにその取扱いは、下記のとおりです。

- (1) 表示期間より前の期間に関する修正再表示による累積的影響額は、表示する財務諸表のうち、最も古い期間の期首の資産、負債及び純資産の額に反映する、
- (2) 表示する過去の各期間の財務諸表には、当該各期間の影響額を反映することとなっています。

（「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第21項）

実務的には、どの程度の修正がどの期間まで訂正報告書を作成しなければならないかについて、早い段階で判断を行い、方針を決定することが非常に重要となります。また、金融商品取引法の適用がある法人は、財務局への事前確認も必要と思われます。

また、重要性の判断に基づいて、修正再表示しない場合は、損益計算書上、その性質により営業損益又は営業外損益として認識する処理が行われるものとされています（「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第65項参照）。

ところで、この基準は中小企業にはその適用は強制されません。

一般的に、中小企業には、「中小企業の会計に関する指針（中小指針）」あるいは「中小企業の会計に関する基本要領（中小要領）」に沿って会計処理をすることが適当とされます。

筆者も税理士先生からの相談も時々あり、その場合は、次のように説明しています。

- (1) 決算上、中小指針と中小要領には、過年度修正について特に記載がない。
- (2) 「中小要領」では、各論で示していない会計処理については、「企業の実態等に応じて、企業会計基準、中小指針、法人税法で定める処理のうち会計上適当と認められる処理、その他一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行の中から選択して適用する」とされていて、「中小指針」と中小要領のいずれの損益計算書の例示にも特別利益の区分に『前期損益修正益』が記載されている。
- (3) したがって、これまで同様に、『前期損益修正損益』は排除されないと考える。

以上が、決算書についてですが、『前期損益修正損益』の税務上の処理は、下記のようになります。

○ 『前期損益修正益』

決算上、当期に計上した前期に帰属する売上の計上洩れなど収益を修正するには、その帰属する事業年度である前期の申告を修正することになります。前期分の確定申告書は既に提出されていることから、修正申告書を税務署に提出する必要があります。また、当期分の申告を同時に行う場合には、当期の申告調整で前期損益修正益の金額を「別表4」で所得金額から減算処理した上で、前期分の修正申告を行うすることになります。

なお、修正申告は、次に挙げるような事象が発生した場合に提出する必要があります。

- 当初申告より法人税額が増加する場合
- 当初申告より繰越欠損金が増加する場合
- 当初申告より還付税額が増加する場合

○ 『前期損益修正損』

決算上、当期に計上した前期分の費用や損失を修正するには、税務署に対し、その帰属する事業年度である前期分の修正申告を行うのではなく、「更正の請求書」を提出することとなります。また、当期の申告を同時に行う場合には、前期損益修正損の金額を「別表4」で所得金額から減算処理した上で、前期分の更正の請求を行うすることになります。

なお、「更正の請求」は、次に挙げるような事象が発生した場合に行うこととなります。

- 更正の請求により当初申告より法人税額が増加する場合
- 更正の請求により当初申告より繰越欠損金が増加する場合
- 更正の請求により当初申告より還付税額が増加する場合

「更正の請求」は、税務署の指摘を受けることがないため、法人が自ら税務署に申し立てる手続きとなります。つまり、待っていても手続きは進行しません。

また、前期の費用や損失などの計上漏れ等の事実があったとしても、確定決算において損金の額に計上することが必要（損金経理要件）な、例えば、貸倒引当金、減価償却費や役員退職給与などの場合には「更正の請求」をすることができません。この点が、上記『前期損益修正益』とは異なりますので、注意が必要です。

なお、法人税の更正の請求に係る除斥期間は法定納期限から5年となっています（国税通則法第70条第1項第1号）。

過年度に遡及する「更正の請求」の場合には、この5年が重要です。

そもそも『前期損益修正損益』は、あくまでも「前期」であり、言葉の遊びではありませんが、前々期以前だと『過年度損益修正損益』と考えるべきで、税務の考え方は、その発生事業年度において修正を行うことを原則としていますので、事実の発生時期を確定しておく必要があります。除斥期間を経過した場合には原則として「更正の請求」はできないこととなります。

また、「更正の請求」があった場合には、更正の請求書に添付した証拠書類等で明確に判断できる場合を除き、一般的に税務調査があるとお考えいただいた方がよいと思います。

棚卸資産について『過年度損益修正損』を計上した場合には、往々にして「仮装経理」処理との関連が問題になることがありますので、顧問の税理士先生等としっかり検討ください。

法人会事務局からのお知らせ



◆年会費改定のお知らせ

2024年10月1日以前に法人会へご加入いただいております会員様に於かれましては、2025年4月1日より新年会費へ改定となります。

新年会費の金額等詳細は下記のとおりとなっております。ご確認のほどお願い致します。

区分（資本金額）		年会費（円）	
		年額	月額
正 会 員	500万円未満	7,000	590
	500万円以上 1,000万円未満	10,000	840
	1,000万円以上 5,000万円未満	14,000	1,170
	5,000万円以上 1億円未満	20,000	1,670
	1億円以上 10億円未満	26,000	2,170
	10億円以上 20億円未満	50,000	4,170
	20億円以上 100億円未満	65,000	5,420
	100億円以上	100,000	8,340
賛 助 会 員	資本金のない法人等	6,000	500
	資本金のある法人	7,000	590
	資本金のない法人（支社、支店含む）、その他の法人	6,000	500
	個人・個人事業主	6,000	500

※ 2025年度より年会費のご請求につきましては振込扱いを4月、口座振替を5月にご変更させていただきます。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時 間	主 催	行 事	会 場	
2025	4	3(木)	9:30~16:00	本 部	新社会人セミナー (チラシは2月号に封入済)	天神ビル	
		21(月)	10:30~16:30	本 部	パソコン講座(ワード初級)1/2日目 (チラシは3月号に封入)	サンセルコビル	
		22(火)	10:30~16:30	本 部	パソコン講座(ワード初級)2/2日目	〃	
		24(木)	10:30~16:30	本 部	パソコン講座(エクセル初級)1/2日目 (チラシは3月号に封入)	〃	
		25(金)	10:30~16:30	本 部	パソコン講座(エクセル初級)2/2日目	〃	
	5						
	6	4(水)			本 部	第14回通常総会	ソラリア西鉄ホテル
		4(水)			本 部	会員交流会	

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)